

障害者社会参加推進センター運営事業委託仕様書

1. 業務名

障害者社会参加推進センター運営事業

2. 業務目的

障害者への情報提供や障害理解の促進を図り、障害者が地域社会において安心して生活できる環境を整備するとともに、障害者の自立と社会参加を推進する。

3. 業務内容

(1) 障害者社会参加推進センターの設置・運営

本業務を実施するために障害者社会参加推進センター（※1）を設置し、運営するものとする。

※1・・・「障害者社会参加推進センター」とは、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 改正令和6年3月29日）「地域生活支援事業実施要綱」（別記1-17）都道府県任意事業実施要領、3社会参加支援に関する事業、（5）都道府県障害者社会参加推進センター運営に定める、都道府県障害者社会参加推進センターのことをいう。

(2) 社会参加推進協議会の設置・運営

- ① (1) の社会参加推進センターを運営するため、複数の障害者関係団体(身体、知的、精神)及び県等により構成される「社会参加推進協議会」(※2)を設置し、会議開催のためのとりまとめや日程調整等を行うこと。
- ② 推進協議会は年2回開催し、開催後2週間以内に県に議事録を提出し報告すること。
- ③ 推進協議会は、以下の事業実施に関する企画・立案を行うとともに、構成団体は、事業の実施に当たり必要な協力を行うこと。

ア. 障害者の福祉の増進、障害者団体の振興を目的とした研修会・講演会等の実施
広く障害者関係団体を対象とし、年1回以上実施すること。また、研修会、講習会等の参加費(資料代含む。)は無料とし、ホームページ等で情報発信を行うこと。

イ. 障害者の福祉の増進と障害者団体の振興を目的とした情報発信

※2・・・障害者の状況や意見を適切に反映した運営を図るため、複数の障害者関係団体(身体、知的、精神)及び県の代表者等により構成する協議会

<構成団体>

奈良県	福祉医療部障害福祉課、医療政策局疾病対策課
身体障害者部会	(一社)奈良県身体障がい者団体連合会
	(一社)奈良県視覚障害者福祉協会
	(一社)奈良県聴覚障害者協会
	奈良県中途失聴・難聴者協会
	奈良県脊髄損傷者協会

(公社)日本オストミー協会奈良県支部
奈良県肢体不自由児者父母の会連合会

知的障害者部会 (一社)奈良県手をつなぐ育成会

精神障害者部会 (NPO)奈良県精神障害者家族会連合会

※ 社会参加推進協議会構成団体が受託者となることは可能。

(3) 障害者の居場所づくりのためのサロン等の開催

広報・啓発物(チラシ等)を作成するとともに、SNS等を活用し、障害のある方が誰でも気軽に参加できるサロン等を、年4回以上開催すること。

(4) 中央障害者社会参加推進センターとの連絡調整

4. 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 議事録作成

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため県と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

6. 総括責任者の選任

業務の遂行に必要な指導監督を行う総括責任者として1名選任すること。交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

7. 実績報告書の提出

受託者は、受託業務の実施内容について記録を残し、業務完了後20日以内又は年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書及び収支報告書を作成のうえ提出することとし、実績報告書には、3. 業務内容に定める業務について、業務ごとに実施内容等を記載することとする。
また、県は業務実施状況等につき、受託者に報告を求めることができるものとする。

8. 費用負担

本業務の履行にかかる費用については、すべて受託者が負担するものとする。

9. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

10. 個人情報保護の取扱

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

11. 業務の引き継ぎ

受託者は、業務開始前に令和6年度の受託者から業務の引き継ぎを受けること。

また、本業務に係る契約の終了後、他の事業者による業務の引き継ぎを行う必要が生じた場合に

は、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引き継ぎに努め、引き継ぎを行った結果については書面で県に報告すること。

12. その他事項

(1) 再委託について

本件業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を第三者に再委託しようとする場合、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、この場合、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) その他

- ①業務期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- ②本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- ③本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。
- ④別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
- ⑤本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。